

認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

久米南町長 片山 篤

久米南町条例第 1 6 号

認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例(平成 4 年久米南町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。